

平成 16 年 9 月 14 日

各 位

所 在 地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
会 社 名 株式会社 有線ブロードネットワークス  
代表者の役職名 代表取締役社長 宇野 康秀  
(コード番号: 4842 ヘラクレス)

問 い 合 せ 先  
責 任 者 役 職 名 常務取締役管理本部長 佐藤 英志  
電 話 番 号 0 3 ( 3 5 0 9 ) 7 1 0 5

## 公正取引委員会による緊急停止命令の申立の取下げ及び勧告について

標題の件について、下記のとおりご報告申し上げます。

### 記

緊急停止命令の申立てが取下げられたことについては、当社の主張が認められたものと考えています。また勧告については、事実認定や法令適用に見解の相違があり遺憾ではありますが、その内容が当社の今後の事業活動に何ら影響を与えるものでないことから、応諾することとしました。

上記ご報告に関し、以下補足説明申し上げます。

当社及び当社代理店は、本年6月30日、公正取引委員会から東京高等裁判所に対する独占禁止法に基づく緊急停止命令の申立を受けましたが、緊急停止命令の必要性が無いとの当社及び当社代理店からの主張が認められ、本日その申立は取下げられました。

また、当社及び当社代理店は、本日公正取引委員会より当社及び当社代理店の音楽放送事業について独占禁止法に基づく勧告を受けました。

この勧告の理由に関して、その事実認定及び法令適用は必ずしも当社の見解とは一致しておりません。またこの勧告の内容は、特定水準を下回る営業条件での販売行為について制限するものでありますが、これは業務効率の改善やコスト削減等の企業努力の結果成し得たもので、適正な条件での販売活動であり、むしろ一般消費者の利益に適うものであると認識しております。

然しながら、勧告の内容は、既に当社及び当社代理店が公正取引委員会と協議の上で自主的に確認し遵守している営業条件等と同様のものであり、勧告を応諾することによる当社の事業活動への影響は一切ございません。

そこで当社は、諸般の事情を総合的に考慮し、公正取引委員会による勧告を応諾することと致しましたのでご報告申し上げます。

以上